

青森県行政相談員募集要領 (令和8年4月1日任用)

県では、県行政に係る相談、苦情、要望等（以下「相談等」という。）に応じ、その解決を促進する業務に従事させるため、青森県行政相談員（以下「相談員」という。）を設置しており、令和8年4月1日に任用する相談員を以下のとおり募集するものである。

1 募集人員

2名

2 応募資格

県行政一般に関して幅広い知識を有し、社会的信望があり、かつ、相談等の解決に的確な助言等ができる者。また、その業務に付随する事務処理ができる者。

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。

なお、採用となった業務が翌年度以降も継続し、かつ勤務成績が良好で本人の希望があれば、客観的な能力の実証を経た上で、1年間ずつ通算3年の範囲内で再度任用することがある。

4 条件付採用期間

相談員の採用は、全て条件付のものとし、相談員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

なお、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

5 勤務場所

青森県総務部広報広聴課行政相談室
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号 県庁北棟1階

6 勤務内容

相談員は、青森県総務部広報広聴課長（以下、「課長」という。）の指揮監督を受けて次の業務を行う。

- (1) 相談等に関すること
- (2) その他課長が必要と認める事項に関すること

7 勤務時間等に関する事項

- (1) 身分

青森県の会計年度任用職員

- (2) 勤務日

4週間につき1週間当たり29.0625時間（4週間につき15日）を超えない範囲内において課長が定める。ただし、青森県の休日に関する条例で定める県の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）

には勤務日を割り振らないものとする。

(3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後0時から午後1時までとする。

(4) 時間外勤務の有無

原則として無し。(ただし、相談等が終わらないなどの場合に限り、午後10時を超えない範囲で行う場合がある。)

(5) 休暇

年次休暇(有給) 20日(1日、半日又は1時間単位)

病気休暇(無給(一部有給))、特別休暇(有給)、介護休暇(無給)、介護時間(無給)

「青森県行政相談員設置要綱」に定める休暇とする。

8 報酬に関する事項

(1) 報酬等

月額208,000円

(2) 超過勤務報酬

支給要件に応じて支給する。

(3) 期末手当

支給要件に応じて、年間2.5ヶ月分を支給する。

(4) 勤勉手当

支給要件に応じて、年間2.1ヶ月分に成績率を乗じて支給する。

(5) 通勤手当

支給要件に応じて、通勤費分費用弁償を支給する。

(6) 報酬締切日

毎月末日

(7) 報酬支払日

毎月21日(土曜日、日曜日又は休日の場合はその日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)

(8) 社会保険

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(9) 退職手当

支給しない。

※ただし、(1)～(5)については令和8年2月に開催される県議会の審議等を経た上で決定されるため、確定額ではない。

9 営利企業への従事等の届出に関する事項

相談員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、その概要を届け出なければならない。

10 服務に関する事項

相談員の服務については、青森県職員服務規程(昭和36年9月青森県訓令甲第2

9号) 第2条、第4条から第7条まで、第7条の3(第3項から第6項までを除く。)、第11条から第15条まで及び第19条の規定を準用する。

11 退職に関する事項

(1) 3の任用期間の満了に伴い退職となる。

(2) 免職事由及び手続

①地方公務員法第27条及び職員の分限に関する条例(昭和26年12月青森県条例第98号)の規定による

②地方公務員法第28条の規定による

12 応募方法

希望者は履歴書(市販のものでよい・写真添付)及び自己紹介票(任意様式)各1通を郵送又は持参により青森県総務部広報広聴課に提出する。

自己紹介票については、志望動機や青森県との関わり、募集業務に関連したこれまでの経験等について、A4用紙1枚程度で作成すること。

応募者の個人情報については、相談員選考の目的以外には利用しない。

なお、公募期間中にあっても、選考に十分な人員からの応募があった場合は、募集を停止する場合がある。

また、応募書類の返却には応じないものとする。

13 応募期限

令和8年2月18日(水)必着

14 選考方法

(1) 提出された書類に基づく書類選考及び令和8年3月2日(月)(予定)に実施する面接により選考する。

(2) 選考結果については、選考後速やかに応募者に連絡する。

15 問合せ先

青森県総務部広報広聴課広聴グループ (担当:葛西)

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

電話: 017-734-9138

メール: koho@pref.aomori.lg.jp